

志學館大学グローバル化推進委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）に、志學館大学グローバル化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議及び実施事項)

第2条 委員会は、学内の関係組織と連携しつつ、本学のグローバル化の推進に係る次に掲げる事項を企画及び実施する。

- (1) 本学のグローバル化に係る計画及び企画
- (2) 外国の大学等との交流協定に関する事項
- (3) 本学の多様な言語・社会・文化の理解を進める教育に関する事項
- (4) 学生の留学及び短期海外研修に関する事項
- (5) 外国人留学生の受入、教育及び就職支援に関する事項
- (6) 外国の大学等との協定に基づく学生の短期受入に関する事項
- (7) 国際学术交流に関する事項
- (8) 地域社会のグローバル化との連携に関する事項
- (9) 国際機関及び我が国の国際関係組織との連携に関する事項
- (10) その他本学のグローバル化の推進に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名した教員 若干名
- (2) 各学部長から推薦された教員 各2名
- (3) 学務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちの1名をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定め

る。

附 則

この規程は、平成11年4月5日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 志學館大学国際交流委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。
- 2 志學館大学国際交流委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。